

日本スーパーマーケット協会における 自主行動計画フォローアップ調査について

2019年12月9日（月）

一般社団法人 日本スーパーマーケット協会

1. これまでの取組 ①

■ 2018年3月 適正取引自主行動計画策定

○自主行動計画の周知、啓蒙

- ①全会員への周知、ホームページへの掲載
- ②全会員への送付
- ③年1回のフォローアップ

○役員会、年次総会での決議、報告、勉強会開催

- ①適正取引自主行動計画について決議、報告
- ②公正取引委員会ご担当官を招聘し適正取引に関する講演
- ③農林水産省ご担当官を招聘し適正取引推進ガイドラインに関する講演

「食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン ～豆腐・油揚げ製造業～」

「食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン ～牛乳・乳製品製造業～」

1. これまでの取組 ②

○総務・消費者委員会での情報提供・周知・意見交換

(会員企業の総務・コンプライアンス部門責任者で構成する委員会)

- ①自主行動計画についての報告
- ②公正取引委員会ご担当官による適正取引に関する講演
- ③農林水産省ご担当官による適正取引推進ガイドラインに関する講演
→ 役員だけでなく、担当部署責任者宛に重層的にアプローチ

○他団体との連携

一般社団法人食品産業センター 様
全国米穀販売事業共済協同組合 様

→ 取引慣行実態調査の報告を受け、会員への情報提供

○会員企業での実際の活動

- ①ほとんどの企業でコンプライアンス専担部署・担当者設置
- ②社内への定期的な注意喚起
- ③仕入担当者に対する適正取引推進のセミナー開催 (全員対象)

2. 令和元年度フォローアップ調査結果（概要）

- ・調査期間：2019年9月24日～10月30日
- ・調査企業：会員企業 84社を対象
- ・回答企業：9社（前年度15社）
- ・回答率：10.7%（前年度17.6%）

■ 概要

- ①全社、労務費上昇に伴う取引対価見直し要請に対し十分に協議
- ②全社、原価低減要請の方法について望ましくない事例を行わないことを徹底
- ③全社、発注・受注側とも全社、代金はすべて現金支払
- ④生産性の向上に向けてた発注・受注側とも定期的な取引先との面談機会の確保を行っている
発注側については定期的な取引先事業所工場への訪問実施
- ⑤適用単価の決定に係る協議の結果については、概ね反映できたと回答
- ⑥一方、自主行動計画の内容の周知・浸透について、未実施が1社

3. 令和元年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取り組み

①合理的な価格決定

- 設問17 2019年度（上期）に適用する単価の決定・改定にあたり、十分な協議を実施しましたか。
 - ・ 回答のあった全社が十分な協議を実施していると回答。

- 設問18、19 2019年度（上期）に適用する単価の決定・改定にあたり、十分な協議の結果を踏まえ、双方合意の結果を反映できたと考える項目をお答えください。

- ・ 全ての項目で、発注・受注側ともに回答のあった全ての企業が、「概ね反映できた」であった。

（発注側：8社、受注側：2社）

	発注側		受注側	
	今年度(8社)		今年度(2社)	
	概ね反映できた	一部反映できた	概ね反映できた	一部反映できた
①原価低減活動の効果	8社(100%)		2社(100%)	
②労務費の変動	8社(100%)		2社(100%)	
③原材料価格の変動	8社(100%)		2社(100%)	
④エネルギー価格の変動	※ 6社(100%)		2社(100%)	

※ 2社は「変動の影響を受けない」と回答

3. 令和元年度フォローアップ調査結果と分析

②下請代金支払の適正化への取組

- 設問 2 6 下請代金を手形等で支払っている(支払われている)割合はどれくらいですか。
 - ・ 回答のあった全社が現金100%での支払い

③生産性向上への取組

- 設問 3 2 取引先と、生産性の向上に向けて取り組んでいることはありますか。なお、大企業間の取引に限定いたしません。
 - ・ 発注側では、「定期的な取引先との面談機会の確保」に取り組んでいると回答した企業が多く、次いで「定期的な取引先の事業所・工場への訪問」という回答。
 - ・ 受注側の取組は、「定期的な取引先との面談機会の確保」と回答。

	発注側		受注側
	今年度(8社)	昨年度(12社)	今年度(2社)
定期的な取引先との面談機会の確保	8社(100%)	10社(83%)	2社(100%)
定期的な取引先の事業所・工場への訪問	4社(100%)	6社(50%)	

4. 今後の取組（目標を含む）

【今後の取組】

1. 役員会での情報提供、勉強会開催
2. 総務・消費者委員会での情報提供・意見交換会による課題共有と適正取引の推進
3. フォローアップの継続
4. 会員企業への自主行動計画の再送付、掲載ホームページの再案内

今後も定期的な周知、フォローアップを通じ自主行動計画が着実に浸透するよう、適正取引の推進活動を進めてまいります。